

試験訓練のための試験作業に関する契約書

〇〇〇（以下「甲」という。）と独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、（試験訓練のための共同事業）について、下記のとおり試験訓練のための試験作業に関する契約を締結する。

記

契約名 試験訓練のための試験作業

契約期間 平成〇〇年〇月〇日から試験終了後〇〇

契約履行場所 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

この契約の証として本証書 2 通を作成し双方署名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

甲 （住所）
（法人名）
（契約者名）

乙 東京都渋谷区西原 2 - 4 9 - 1 0
独立行政法人製品評価技術基盤機構
理事長 〇〇 〇〇

第1条【総則】

試験訓練のための試験作業に関する契約書（以下「本契約書」という。）は、甲乙との間で、甲が乙の施設設備を使用して試験を実施し乙が試験訓練をする、第2条第1項第6号に定める「試験手順書」に基づき実施する試験（以下、「本試験」という。）について適用されます。

第2条【用語の定義】

本契約書において、以下の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとします。

- ① 「施設」とは、「試験手順書」に記載する被試験体の安全性試験、環境試験、信頼性試験、性能試験等の各種試験を行う乙の試験施設をいいます。
- ② 「試験設備等」とは、「試験手順書」に記載する乙施設の試験装置、検査装置、試験システム等の各種試験設備をいいます。
- ③ 「被試験体等」とは、試験に供される物質、物品（被試験体）及び計測器等の試験に使用される物品であって、甲が「試験手順書」で定めるものをいいます。
- ④ 「試験」とは、乙施設で試験対象物に対して実施することができる安全性試験、環境試験、信頼性試験、性能等、以下に記載する各種試験をいいます。
 - 一 地震波等を模擬した振動試験
 - 二 輸送時における振動状態等を模擬した振動試験
 - 三 釘刺し・圧壊等の破壊試験
 - 四 被試験体の外部での短絡発生等を想定した外部短絡試験
 - 五 耐燃焼性等を確認するための類焼試験
 - 六 落下試験
 - 七 加速度による衝撃試験
 - 八 その他、施設・試験設備を使用した安全性試験・性能試験
- ⑤ 「試験業務」とは、「試験手順書」に記載する本試験にかかる業務をいいます。
- ⑥ 「試験手順書」とは、甲と乙の協議を経て、作成する、作業手順チェックリスト、役割分担を含めた試験作業手順書をいいます。
- ⑦ 「成果物」とは、試験データ、試験終了後の残存物、試験報告書等であって「試験手順書」に記載された成果物をいいます。
- ⑧ 「試験開始」とは、乙施設及び試験設備を使用して、甲の本試験にかかわる一連の作業が始まることをいいます。
- ⑨ 「試験終了」とは、乙施設での本試験を終了し、被試験体等、甲が乙施設に搬入した物品の搬出を完了することをいいます。
- ⑩ 「知的財産権」とは、次に掲げる内容をいいます。

- 一 特許法(昭和 34 年法律第 121 号)に規定する特許権、実用新案法(昭和 34 年法律第 123 号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和 34 年法律第 125 号)に規定する意匠権、商標法(昭和 34 年法律第 127 号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和 60 年法律第 43 号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成 10 年法律第 83 号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
- 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 3 条第 1 項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第 3 条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
- 三 著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利
- 四 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、ノウハウ等財産的価値のあるもの

第 3 条 【試験訓練のための試験作業実施手続き】

- 1. 本試験の実施の手続きは、以下のとおりとします。
 - ① 甲は、本試験の実施を希望する場合、第 2 条第 1 項④号記載の試験のうち、施設において実施を希望する試験及び試験概要を記載した乙所定の「共同事業提案書」を乙に対し提出します。
 - ② 乙が「共同事業提案」記載の内容を確認し、その内容に基づいて試験に向けた協議を進めることを承諾する場合は、「採択通知」を、甲に交付します。
 - ③ 「採択通知」の交付後、甲と乙は、相互の協議のもと、本契約書を取り交わします。
 - ④ 甲は、試験実施希望期間、成果物、サンプル仕様、試験条件等の情報を乙に提供するものとし、その記載内容に基づき、甲と乙との協議のもと、双方合意の下に「試験手順書」を作成し、本契約書に添付するものとします。
- 2. 本契約書締結後、「試験手順書」の確認の後、試験内容等の変更が必要になった場合には、甲乙協議の上で、「試験手順書」を変更することができます。

第 4 条 【被試験体に関する情報提供】

- 1. 甲は、被試験体の性質、大きさ、重量、保管、取扱いに関する安全衛生上の注意事項等について、「試験手順書」に記載することによって、乙に対し、これら情報を提供するものとします。乙は、これにより被試験体が「試験手順書」にて乙の定める基準を逸脱すると判断するときは、その修正を甲に申し出るものとします。

2. 甲及び乙が前項に基づくそれぞれの義務を怠ったことにより、相手方又は第三者に損害が生じた場合は、相手方に対して、生じた損害の賠償その他の責任を負うものとします。

第5条【試験費用】

甲及び乙は、本試験の実施において発生する、下記費用を負担するものとします。

- ①甲は、甲が乙施設に搬入する物品費用等（被試験体費用、運送費、治具消耗品費）、甲の人件費、重機貸借費、清掃費などを負担するものとします。
- ②乙は、乙が準備する物品費用等（試験設備、治具消耗品費及びそれらの準備に要する費用）、乙の人件費、光熱水料、通常メンテナンス費などを負担するものとします。

第6条【費用請求及び支払い方法】

前条に定めるもののほか、本試験の実施において発生した、緊急の費用に関しては、甲と乙が協議し、費用の負担、支払い方法等を決定するものとします。

第7条【試験設備の担保保証】

1. 乙は、甲に対して、乙の判断で試験に有用と思われる情報を開示するよう努めるものとし、試験設備の内容、性能、甲の使用目的への適合性等一切保証は致しません。ただし、試験設備の安全にかかわる事項、その他、本試験の遂行上不可欠な事項に関しては、乙が「試験手順書」に基づき情報提供を行うものとします。
2. 甲及び乙は、前項ただし書に基づき情報提供された情報、又は試験設備に瑕疵を発見した場合は、ただちに相手方に通知するものとし、当該瑕疵により甲の試験が遅延、もしくは不能となったときは、当該試験設備にかかる本試験の中止、もしくは「試験手順書」の内容の変更に付き協議するものとします。
3. 乙は、前項に基づいて甲に生じた損害を、甲に対し賠償するものとします。

第8条【乙職員の立会い等】

1. 本試験実施時、甲が試験室に立ち入る際には、乙職員が、必ず立ち会うものとします。
2. 施設及び試験設備保守等を目的として、試験実施中に、甲の事前の同意を得た上で、乙職員が単独で、試験室に立ち入ることができるものとします。この場合において、乙職員の故意又は過失によって、甲の被試験体、その他甲に生じた損害に関しては、乙がその賠償を行うものとします。
3. 前二項の場合において、乙職員の行為によって生じたいかなる損害についても、甲は一切責

任を負わないものとします。ただし、甲の指示に起因する場合を除きます。

4. 試験実施時の立会いに関するその他の事項に関しては、甲と乙において協議し、合意内容を「試験手順書」に記載するものとします。

第9条【被試験体等の搬入搬出】

1. 甲は、被試験体等を「試験手順書」の記載内容に従って、乙指定日までに指定場所へご持参いただくか、甲の責任で宅配便等により 運搬・搬入するものとします。ただし、搬入指定場所から試験実施位置間の運搬に関しては、「試験手順書」記載のとおり、実施するものとします。
2. 被試験体等発送・返却の輸送時の事故、破損等については、乙の責めによる場合を除き、乙は一切の責任を負わないものとします。
3. 搬入指定場所に搬入された被試験体等の動作確認方法、機材の持ち込み方法等に関しては、甲と乙において協議し、合意内容を試験手順書に記載するものとします。
4. 被試験体等の到着遅延により、試験開始日の延期が必要と甲乙が認めた場合、甲乙協議の上で、試験開始を延期又は試験を中止できるものとします。
5. 乙の事情により乙の指定日までに指定場所若しくは試験実施場所の準備ができず、甲の搬入ができない場合は、第24条に定める遅延損害金の支払いの他、甲に生じた損害を賠償するものとします。

第10条【被試験体等の試験前確認】

1. 甲は、試験手順書に定める方法に従い、乙職員の立会いのもと、被試験体等の試験前確認を実施するものとします。
2. 前項の検査において被試験体等の状態、数量等に滅失、毀損又は変質等が発見されたときは、甲と乙の双方で確認を実施し、試験開始の延期、中止、継続等について、甲と乙で協議のうえ決定するものとします。

第11条【試験の実施】

1. 乙は、試験実施前の被試験体等の取扱い・管理にあたり、個別試験手順書に従い、善良なる管理者の注意をもって行うものとします。
2. 施設設備において試験を実施する場合、通常勤務時間（9：00～17：00）で試験を行います。ただし、甲と乙との合意のもと、有人での試験実施が必要と判断された場合は、時間を延長して、試験を行うものとします。また、甲は、乙と事前に協議の上で、無人試験を実施できるものとします。

3. 甲は、事前に、来場される方のお名前、人数、日時を乙に対して連絡するものとします。
4. 甲は、乙の事前の承諾を得ることなく、施設設備内の定められた区域外への立ち入り、写真撮影等をしてはならず、その他施設設備への立ち入りにあたって乙の指示に従うものとします。
5. 試験の実施にあたっては、甲と乙は、緊急連絡の実施、試験の進捗確認及び試験内容の変更の合意の形成等を目的として、甲と乙の双方から、試験実施責任者を各 1 名選定し、試験を行うものとします。
6. 甲及び乙は、第 3 条第 1 項④号記載の試験手順書に基づいて、相手方と協議のうえで、試験の一部不実施等、共同事業内容及び手順を変更できるものとします。乙が試験内容等の変更を申し出ることができる場合は、以下のとおりとします。
 - ①試験実施期間を変更する場合
 - ②試験に使用する施設試験設備を変更する場合
 - ③試験に従事する乙職員の人数が変更になる場合
 - ④その他、他の甲の個別試験の実施等に影響を及ぼすと、乙が判断した場合なお、変更が必要となった場合には、甲及び乙は、相手方に対して、変更依頼書を提出することとしますが、試験実施に関する軽微な変更に関しては、本条第 5 項記載の試験実施責任者の合意のもと、変更を実施できるものとします。
7. 前項の変更を行う場合にあっては、甲及び乙は、相手方に対して、試験実施不可の回答ができるものとします。
8. 「試験手順書」の変更にあたり、変更の責が甲又は乙のいずれに帰する場合であっても、変更後に発生した費用負担は、第 5 条及び第 6 条によるものとします。

第 12 条 【成果物の検収】

1. 甲は、本試験終了後「試験手順書」に記載された成果物を、「試験手順書」に記載の方法により、乙に対し引き渡すものとします。
2. 甲は乙に対し、本試験及びその成果物の瑕疵その他一切の不備についてなんら責任を負いません。

第 13 条 【試験報告書等の取扱い】

試験報告書は作成しません。

第 14 条 【試験結果の廃棄】

1. 乙は、本試験終了後、甲の指示に従って試験設備に記録又はその記憶媒体に保存されている試験結果（以下試験データという）を試験手順書に記載された方法で消去することができます。

るものとする。

2. 乙は、第1項にかかわらず、乙が単独で試験業務を行ううえで施設及び試験設備に対してなした、試験の手順、プログラミング、その他の必要情報については、乙の試験業務にかかる記録として保存し、以後任意に使用することができるものとするが、その内容については、甲の事前の承認を得るものとする。
3. 試験結果の保存についての、その他の事項に関しては、甲と乙において協議し、合意内容を試験手順書に記載するものとする。

第15条【成果物の帰属】

1. 本試験の成果物の所有権及び本試験の過程で生じた知的財産権は、全て甲に帰属するものとする。
2. 試験によって得られたデータを使用した解析、第三者への提供及び公開等、試験終了後のデータの取扱いに関しては、乙と協議の上、甲がその運用を決定できるものとする。
3. 本試験によって、乙が得たノウハウは、甲と乙で協議して運用を決定した後に、乙が使用するものとする。

第16条【試験後の処理】

1. 甲は、試験及び試験設備を利用して被試験体の試験を終了したときは、試験手順書に記載する日までに原状に回復するものとする。
2. 施設及び試験設備に蓄積された試験データ（電子情報の他あらゆる甲の記録を含む、以下同じ）がある場合には、甲は、その試験データを消去するものとする。返還された試験設備に甲の試験データが残存する場合、残存する試験データの漏洩等に起因して甲その他第三者に生じた損害に対して乙は一切責任を負いません。
3. 乙は、甲が本条第1項及び第2項に規定する原状回復の義務を履行しない場合、乙が甲に事前に通知した上で、自ら、これを行うことができるものとする。この場合において、当該回復に実際に要した費用は、甲の負担とする。
4. 廃棄物が発生する場合には、原則として、甲が廃棄物処理業者を指定し、甲の費用において廃棄物処理を実施するものとする。
5. 廃棄物の処理方法、施設及び試験設備の清掃、施設及び試験設備の修理等、試験終了後の処理についての、その他の事項に関しては、甲と乙において協議し、合意内容を試験手順書に記載するものとする。

第17条【試験の中止等】

1. 甲は、自己の都合により本試験の中止を申し出ることができるものとします。ただし、中止による一切の責任は、試験の中止のための各種作業に限られ、甲はその他の損害を賠償する義務を負わないものとします。
2. 乙が試験の継続が可能であるにも拘らず試験の継続をしないと判断した時には、乙は、乙の都合により試験の中止を申し出ることができるものとします。この場合は、甲と乙が協議し、以降の取扱いを決定するものとします。

第18条【契約解除】

1. 天災地変、戦争、内乱、法令の制定又は改廃、電力会社による電力供給停止等の、甲及び乙の責に帰すことのできない事由により試験設備が利用不能となった場合は、甲及び乙は、なんら責任を負うことなく相手方に対し通知のうえ、契約を解除できるものとします。
2. 次の各号の一に該当する場合には、甲及び乙は契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - ①相手方が、本契約書に定める内容に違反したとき
 - ②相手方が、施設及び試験設備、被試験体、その他相手方の物品等を故意又は重大な過失により毀損等したとき
 - ③利用者が第22条に定める反社会的勢力であると認められたとき
3. 前項による解除は、相手方に対する損害賠償を妨げません。

第19条【損害賠償】

1. 本契約書において、いかなる場合も、甲及び乙は、相手方に対し、特別、間接的、派生的又は付随的損害について、責任を負わないものとします。
2. 前項に拘らず、甲及び乙は、不可抗力等、甲と乙の、いずれの責にも帰さない事由に起因した場合、施設及び試験設備、被試験体、第三者、甲に対する損害に関しては、乙は一切責任を負いません。

第20条【守秘義務】

1. 甲及び乙は、本試験の実施により得られた成果物及び相手方から「秘密」、「機密」もしくは「Confidential」である旨を明示して開示した情報を第三者に漏らしてはならないものとします。ただし、次の各号に該当するものについてはこの限りではありません。
 - ①相手方から取得する以前に、既に公知であるもの
 - ②相手方から取得した後に、自らの責によらず公知となったもの
 - ③相手方から取得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの

- ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに取得したもの
 - ⑤ 相手方から取得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報でかかる事実が立証できるもの
 - ⑤ 相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの
 - ⑥ 裁判所の命令もしくは国の命令等により、開示を要求されたもの
- なお、この場合、相手方に直ちに要求があったことを通知するものとします。
2. 甲及び乙は、契約の目的、性質に応じて、秘密保持に関する特約を付することができるものとします。秘密保持に関する特約が付された場合には、相手方は、当該特約の定めるところに従い、秘密の保持を行うものとします。

第21条【情報セキュリティへの対応】

1. 甲は、事前に開示される情報セキュリティに関する乙の規定及び指示に従わなければならないものとします。
2. 甲が前項による義務に違反したことにより乙に損害が発生した場合は、甲に損害の賠償を請求することができるものとします。

第22条【反社会的勢力の排除】

1. 甲及び乙は、双方の役員及び職員ならびに関係者が、以下に定義する反社会的勢力に該当しないことを誓約します。甲又は乙は、相手方に誓約違反事実が発生したときは、何らの催告を要せず直ちに本契約書及び個別利用契約を解除することができるものとします。「反社会的勢力」とは以下の各号の一に該当する者をいいます。
 - ①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体
 - ②前号記載の暴力団及び関係団体の構成員
 - ③いわゆる「総会屋」「社会運動標榜ゴロ」「政治活動標榜ゴロ」「特殊知能暴力集団」などの団体又は個人
 - ④前各号の一の他、暴力、威力、脅迫的言辞及び詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人
 - ⑤前各号の一の団体、構成員又は個人と関係を有することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人
2. 相手方に前項の誓約違反事実が発生したことを理由とする前項に基づく契約の解除により、甲又は乙に損害が生じた場合、甲又は乙は、相手方に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。
3. 甲及び乙は、自己の側について本条第1項の誓約違反事実が発生したことを理由とする本

条第1項に基づく契約の解除を理由として、相手方に対して損害の賠償を請求することができないものとします。

第23条【権利・義務の譲渡禁止】

甲は、乙の承諾なくして、本契約書及び個別利用契約に基づく権利及び義務の一部又は全部を第三者に譲渡することはできません。

第24条【支払遅延損害金】

甲及び乙が本契約書に基づく債務の履行を遅延した場合は、支払期日の翌日より完済の日まで年率5.0%の割合（1年を365日とする日割計算）による遅延損害金を相手方に支払うものとします。

第25条【消費税及び地方消費税】

甲及び乙は、第5条にかかわる諸費用については、請求発生時点の税法所定の消費税額、地方消費税額を付加して乙に支払うものとします。

第26条【管轄裁判所】

本契約書及び個別利用契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに、甲及び乙は合意します。

第27条【契約有効期間】

本契約書は、契約締結日から「試験手順書」に記載する本試験の終了日又は、甲からの本試験中止の申し出、あるいは、乙からの試験業務中止の通知がなされるまで、有効であることとします。ただし、本契約書書中、第12条、第13条、第14条、第16条第2項、第19条の規定は本契約書終了後も対象事項がすべて消滅するまで有効とします。

第28条【準拠法】

本利用契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

第29条【その他協議事項】

個別利用契約に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、その都度、甲及び乙は、誠意をもって協議の上、解決するものとします。